

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報管理規程

平成17年3月31日

規程第 5 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の管理体制（第4条－第11条）
- 第3章 保有個人情報等の取扱い（第12条－第34条）
- 第4章 雑則（第35条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の適切な管理に関し必要な事項を定める。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのない事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）その他法令等の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表に掲げる法人をいう。

2 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別する

ことができることとなるものを含む。)

- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 3 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 4 この規程において「保有個人情報」とは、本学の役員又は職員（派遣職員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この規程において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあつては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人

等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号）第2条で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

- (1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - (2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 8 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に情報公開法第5条に定める不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。
- (1) 法第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととされるものでないこと。
 - (2) 本学に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の情報公開法第3条の規定による開示の請求があつたとしたならば、本学が次のいずれかを行うこととなるものであること。
 - イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
 - ロ 情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
 - (3) 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、別に定める基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。
- 9 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。
- (1) 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定める

もの

- 1 0 この規程において「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
- 1 1 この規程において「部局」とは、情報科学研究科、バイオサイエンス研究科（遺伝子教育研究センターを含む。）、物質創成科学研究科（物質科学教育研究センターを含む。）、総合情報基盤センター、データ駆動型サイエンス創造センター、保健管理センター、戦略企画本部、教育推進機構、研究推進機構、監査室、環境安全衛生管理室、男女共同参画室及び事務局各課をいう。
- 1 2 この規程において「情報システム」とは、ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理及び通信の用に供するもので、本学が調達又は開発するもの（管理を外部委託しているシステムを含む。）をいう。

第2章 個人情報等の管理体制

（総括保護管理者）

第4条 本学に、保有個人情報の管理に関する事務を総括する責任者として、総括保護管理者を置く。

2 総括保護管理者は、理事（事務総括担当）をもって充てる。

（副総括保護管理者）

第5条 本学に、総括保護管理者を補佐する副総括保護管理者を置く。

2 副総括保護管理者は、情報科学研究科、バイオサイエンス研究科及び物質創成科学研究科の長並びに事務局企画・教育部、研究・国際部及び管理部の長をもって充てる。

（保護管理者）

第6条 本学は、個人情報を取り扱う各部局に、保有個人情報の適切な管理を確保する保護管理者を置く。

2 保護管理者は、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、第8条に定めるシステム管理者と連携して業務を行うものとする。

3 保護管理者は、当該部局の長又は当該部局の長が指名する者をもって充てる。

（保護担当者）

第7条 本学は、個人情報を取り扱う各部局に、保護管理者を補佐し、当該部

局における保有個人情報の管理に関する事務を担当する保護担当者を1人又は複数人置く。

- 2 保護担当者は、各部局の保護管理者が指名する当該部局の職員（派遣職員を除く。）をもって充てる。

（システム管理者）

第8条 本学に、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理を総括する責任者として、システム管理者を置く。

- 2 システム管理者は、総合情報基盤センター長をもって充てる。

（監査責任者）

第9条 本学は、保有個人情報の管理の状況について監査する監査責任者を置く。

- 2 監査責任者は、学長が指名する監事をもって充てる。

（情報公開・個人情報保護委員会）

第10条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため、必要に応じて情報公開・個人情報保護委員会を開催することができる。

- 2 情報公開・個人情報保護委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研修）

第11条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役員及び職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 システム管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、各部局の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。
- 4 保護管理者は、当該部局の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 保有個人情報等の取扱い

（役員及び職員の責務）

第12条 役員及び職員は、法の趣旨に則り、関連する法令、本規程及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報ネットワーク利用に関する倫理規程（平成16年規程第86号）の定め並びに総括保護管理者、副総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わな

なければならない。

- 2 役員及び職員（これらの職にあった者を含む。）は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（個人情報の保有の制限等）

第13条 役員及び職員は、個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 役員及び職員は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 役員及び職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第14条 役員及び職員は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、法第4条各号に規定する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（適正な取得）

第15条 役員及び職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第16条 役員及び職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。第22条において同じ。）及び削除情報に該当するものを除く。次条において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第17条 役員及び職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員及び職員は、法第9条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の

適用を妨げるものではない。

- 4 総括保護管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第18条 保護管理者は、前条において引用する法第9条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第19条 保護管理者は、部局等において個人情報ファイルを保有するに至ったときは、書面により総括保護管理者に届け出なければならない。

- 2 総括保護管理者は、前項の届出を受けたときは、法第11条第1項の規定に基づき、帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、本学に備えて置くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する。
- 3 個人情報ファイル簿は、本学が保有している個人情報ファイル（法第11条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により次項に定める個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次条第2項において同じ。）を通じて一の帳簿とする。

(個人情報ファイル簿の変更等)

第20条 保護管理者は、前条第1項の規定により届け出た内容に変更があったとき、当該個人情報ファイルの保有をやめたとき又はその個人情報ファイルが法第11条第2項第7号に該当するに至ったときは、書面により総括保護管理者に届け出なければならない。

- 2 総括保護管理者は、前項の届出を受けたときは、個人情報ファイル簿を修正し、又は当該個人情報ファイルについての記載を削除する。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第21条 総括保護管理者は、本学が保有している個人情報ファイルが第3条第9項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に法第44条の3各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第19条第2項の規定の適用については、同項中「法第11条第1項各号に掲げる事項」とあるのは、「法第11条第1項各号に掲げる事項及び同法第44

条の3各号に掲げる事項」とする。

(独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第22条 総括保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に法第44条の11各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての前条の規定により読み替えられた第19条第2項の規定の適用については、同項中「及び同法第44条の3各号」とあるのは、「並びに同法第44条の3各号及び同法第44条の11各号」とする。

(アクセス制限)

第23条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第24条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の各号に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従うものとする。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の管理)

第25条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第26条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(取扱状況の記録)

第27条 保護管理者は、各部局が保有する個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(情報システムにおける安全確保)

第28条 保護管理者は、保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下本条(第18項を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合は、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。
- 7 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。
- 8 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。
- 9 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

- 1 0 保護管理者は、前項の場合において、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。
- 1 1 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。
- 1 2 職員は、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切なパスワードの選択、漏えい防止の措置等の適切な暗号化を行うものとする。
- 1 3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。
- 1 4 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。
- 1 5 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、業務又は事務を行う部屋の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。
- 1 6 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。
- 1 7 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 1 8 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。
- 1 9 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 0 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(サーバ室等の安全管理)

- 第29条 システム管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「サーバ室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。
- 2 保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講ずるものとする。
 - 3 システム管理者は、必要があると認めるときは、サーバ室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

る。

- 4 システム管理者は、サーバ室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 システム管理者は、外部からの不正な侵入に備え、サーバ室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。
- 6 システム管理者は、災害等に備え、サーバ室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

（保有個人情報の提供）

第30条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、原則として提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

（業務の委託等）

第31条 本学は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本学は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 3 本学は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。
 - 4 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 5 本学は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣職員によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第32条 職員は、保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。
 - 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
 - 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づき報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。
 - 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
 - 6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
 - 7 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。
 - 8 総括保護管理者は、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行うものとする。

(監査等)

第33条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第4条から前条に規定する措置の状況を含む保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、各部局における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

3 総括保護管理者及び保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

（文部科学省との連携）

第34条 本学は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

第4章 雑則

（雑則）

第35条 この規程に定めるもののほか、本学の保有する個人情報の適切な管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報管理規程の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。